

○東京都市大学研究活動の不正防止推進委員会規程

平成27年3月16日

制定

改正 平成27年5月18日

平成28年5月16日

平成30年1月22日

令和3年6月21日

(設置)

第1条 この規程は、「東京都市大学研究活動の不正行為の防止等に関する規程」第6条及び「東京都市大学における公的研究費の管理・監査の実施基準」第17条の定めるところにより、研究活動の不正防止推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、大学全体の観点から実態を体系的に整理・評価し、不正行為の防止及び研究者等の適正な執行並びに公的研究費の不正な使用を発生させる要因の把握に努め、関係部局と連携、協力して、不正防止計画を策定・実施することを目的とする。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副学長
- (2) 事務局長
- (3) 総合研究所所長
- (4) 研究委員会委員長
- (5) リスク管理委員会委員長
- (6) 大学院研究科長
- (7) 総務部門の長
- (8) 公的研究費執行管理部門の長
- (9) 研究委員会委員の中から2名
- (10) 学長が指名する委員 若干名

2 前項第1号から第8号の委員の任期は役職在任期間とする。

3 第1項第9号の委員の任期は、研究委員会委員の在任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副学長をもって充てる。ただし、副学長不在の場合は、総

合理工学研究科長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は欠けるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要があると認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(任務)

第7条 委員会は、次に掲げる事項を扱う。

- (1) 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づく機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとしての不正防止計画等の策定・実施及び定期的な計画の見直し
- (2) 不正防止計画の実施状況の確認
- (3) モニタリングによる執行状況の検証
- (4) 内部監査部門との連携による不正発生要因の把握及び体系的な整理・評価
- (5) 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- (6) 不正防止の推進に係る情報収集に関すること
- (7) その他不正防止及び不正行為に関すること
- (8) 公的研究費の管理に関する各部局、監査担当者との連携
- (9) 監事への情報提供
- (10) 不正防止計画の策定・実施・見直しの状況に関する監事との意見交換
- (11) 統括管理責任者とともに機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育、啓発活動等の計画を含む）の策定・実施及び実施状況の確認
- (12) 不正防止計画の策定に当たっては、本条第4号で把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに不正発生要因に応じて隨時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

(事務)

第8条 委員会の事務は、事務局研究推進部産学官連携センターが行う。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、研究委員会に諮り、大学協議会の議を経て、学長が行う。

付 則（平成27年3月16日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、東京都市大学研究費不正防止推進委員会規程を廃止する。

付 則（令和3年6月21日）

この規程は、令和3年4月1日から適用する。